

社会福祉法人 加賀福祉会

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、役員の報酬に関する事項を定める。

(報酬)

第2条 役員のうち、法人業務を行う理事に対して理事報酬を支給する。

(支給額)

第3条 支給額は、別表の通りとする。

(支給日)

第4条 理事報酬は、毎月末日（支給日が銀行休業日の場合は前営業日）に支払う。

(改正)

第5条 この規程の改正は、理事会、評議員会の議決を得てから改正する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表 役員報酬支給額

理事長	月額 180, 000 円
-----	---------------